

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	03	施策名	互いに尊重しあえる意識の醸成	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	生活文化課	施策統括課長名	木暮 昭		
施策関連課名	福祉総務課、総務課				

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	市民(外国人を含む)	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		市民人口(1月1日現在、外国人含む)	人	116,117	116,473	116,579

施策の目的 「意図」	互いの人権が尊重され、個性、能力が発揮できる。	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		人権が侵害されていると感じたことがある市民の割合	%	18.2 (20年度調査)	18.3 (21年度調査)	18.3 (21年度調査)
成果指標設定の考え方	人絹が尊重されているかどうかの判断は、個々の受け止め方にもよるが、市民に対して分かりやすい設問として、人絹が侵害されていると感じたことがある市民の割合をみていくこととした。					

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	施策成果アンケート調査より、「人権が侵害されていると感じたことがある」という設問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方の割合とした。
-----------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割 市民自身が日々家族・隣人同士等の生活の中で、お互いの個性や能力を尊重し認め合うなど、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めていくことが求められる。また、平和意識についても同様に、市民自らが常に平和の尊さを認識するとともに、その理解を深めていくよう努めることが大切である。
	行政の役割 男女共同参画を含む「基本的人権の尊重」及び「平和の尊重」を市政運営の基本に据えつつ、市民の間にその理念を普及させるため、啓発活動等を通して意識の醸成や向上に努めなければならない。一方において、人権問題に悩んでいる市民に対して、解決のための援助等、手を差し伸べる役割を担っていかなければならない。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p>&lt;施策の成果水準評価&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： ・男女平等推進市民会議を設置し、男女平等推進プランの進捗状況調査を実施した。 ・男女平等推進センターを中心に各種事業を展開し、合わせて相談事業を実施した。 ・法律相談や身の上相談の利用率は高く、評価も満足度が高い。 ・平和事業は引き続き創意工夫しながら平和意識醸成のための事業を実施した。</p>	<p>①近隣との比較 各市の独自性が出る施策であり、事業数値での比較は難しい。</p> <p>②時系列比較 事業展開としては前年同様の推移となっている。</p> <p>③市民期待水準との比較 本施策は複雑多様化した社会構造や世相の変化のどの影響を受けやすいことから、施策成果の測定はアベレージ評価とならざるを得ない。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進市民会議運営事業</li> <li>・男女平等参画啓発事業</li> <li>・男女平等推進センター運営事業</li> <li>・男女平等推進センター管理事業</li> <li>・配偶者暴力被害に対する支援事業</li> <li>・法律相談事業</li> <li>・人権身の上相談事業</li> <li>・人権啓発事業</li> <li>・東久留米市平和事業</li> </ul>	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p>
-----------	--	--	---	----------------------

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 男女平等推進市民会議運営事業において、次期プラン策定の検討が行われており、事業費の増加につながっている。 ②近隣との比較 男女平等、人権、平和事業については、各市の独自性ができる事業であり数値での比較は難しい。 ③納税者期待との比較 複雑で多岐にわたる悩み事が発生する現代社会において、人権等に関する相談ニーズは増加している。また、平和を希求する意識も高まっていくと思われる。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・男女平等推進センター管理事業
	①本施策を構成する事務事業の数	本数	9	9	10	
	②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	21,650	29,183	29,529	
	③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	7,088	7,102	7,961	
④トータルコスト(②+③)	千円	28,738	36,285	37,490		
効率性指標	対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の	円	186	251	253	
	⑤事業費(定義式: ② / 市民人口)	円	61	61	68	
	⑥人件費(定義式: ③ / 市民人口)	円	247	312	321	
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民人口)	円	247	312	321		

#### 4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 市は基本的人権や平和が尊重される社会に向けての理念の普及などの啓発事業を継続していく一方、自分ひとりで解決することのできない悩みを抱えている市民に対し、その受け皿として、相談・援助等の事業を継続していく役割を担う必要がある。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 人権の尊重、男女平等、配偶者暴力などの事業に取り組むところで、その成果を高めていく必要があるが、事業費コストは必要な範囲において各施策に取り組んでいく。	施策コスト削減における市の裁量余地	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・成年後見事業  コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず  市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)	<table border="1"> <tr> <td>平成21年度実績 9,092,000 円 ( 30.8 % )</td> </tr> <tr> <td>平成21年度実績 20,437,000 円 ( 69.2 % )</td> </tr> </table>	平成21年度実績 9,092,000 円 ( 30.8 % )	平成21年度実績 20,437,000 円 ( 69.2 % )
	平成21年度実績 9,092,000 円 ( 30.8 % )						
平成21年度実績 20,437,000 円 ( 69.2 % )							

#### 5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> <b>【主な意見】</b> ・市の法律相談に対する市民ニーズは高まっている。 これに対応するために、相談体制(相談時間・相談員数・相談日数)を工夫する等、改善していく。	
	<b>①法律相談事業について</b> ・毎回、申込受付開始1時間以内に予約が埋まる状況であり、相談を受けられない方も多い。 その対応として東京都等の相談窓口を紹介している。 ・相談内容が、複雑化・専門化している。 ・相談時間は、多くの方が相談を受けられるように30分としているが、短いとの声もある。	要検討課題

#### 6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐり環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・平成19年度にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は策定され、国や東京都においても平成21年度の重点課題として取り組みが進められている。	説明： ・人権の尊重や平和が尊重される社会に向けての理念の普及など、啓発事業を継続していくとともに、人権問題に悩みを抱えている市民に対して、その受け皿として、相談・援助等の事業に取り組んでいく。	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・複雑で多岐にわたる悩みが発生する現代社会において、人権等に関する相談ニーズの増加 ・複雑で専門化する相談内容への対応 ・相談体制の整備
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・男女共同参画を含む基本的人権の尊重及び平和意識醸成のため、男女平等推進センター等で啓発活動を展開しているところであるが、人権の尊重や男女平等意識の浸透が進んでいない状況である。		